

## 2009 JMRC西日本ジムカーナフェスティバル in 四国 No.13 特別規則書

### <公示>

本競技会は、社団法人日本自動車連盟(以下JAF)公認のもと、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則、及びそれに準拠したJAF国内競技規則とその付則、スピード行事競技開催規定ならびに本競技会特別規則に従い、準国内競技として開催される。

### 第1条 競技会の定義及び組織

#### 1-1 競技会の名称

2009JMRC西日本ジムカーナフェスティバルin四国 No.13

#### 1-2 競技種目

ジムカーナ

#### 1-3 競技の格式

JAF公認:準国内競技 JAF公認番号:2009-7023

#### 1-4 開催日

2009年11月14日(土)・15日(日)

#### 1-5 開催場所

美川スポーツランド(愛媛県久万高原町日野浦4446)

#### 1-6 オーガナイザー

ドライバーズ・クラブ・ルーキー(DCR)

愛媛県松山市美沢2-5-33 山本自動車工業(株)内

山本 貢

チーム エトワール(ETOILE)

愛媛県松山市中野町甲66-3 (有)レーシングサービスコスミズ内

小清水 昭一郎

瀬戸風モータースポーツクラブ愛媛(SETOKAZE)

愛媛県松山市保免西3丁目12-20 コクビット56内

徳永 秀典

#### 協力

JMRC中部・JMRC近畿・JMRC中国・JMRC四国・JMRC九州

#### 後援

久万高原町、久万高原町商工会、久万高原町観光協会

JMRC四国ジムカーナ部会・松山オートクラブ(MAC)

#### 1-7 大会役員

大会名誉会長 河野 忠康 (愛媛県議会議員)

大会会長 高野 宗城 (久万高原町町長)

大会副会長 山本 貢 (JMRC四国運営委員)

大会顧問 西山 公彦 (美川観光開発代表取締役)

#### 1-8 組織委員会

組織委員長 大西 周 (JMRC四国ジムカーナ部会長)

組織委員 川村 徹 (JMRC中部ジムカーナ部会長)

組織委員 佐藤 裕 (JMRC九州ジムカーナ部会長)

#### 1-9 競技会審査委員会

審査委員長 高芝 一史 (組織委員会任命)

審査委員 西山 純一 (JMRC近畿ジムカーナ部会長)

審査委員 上程 恒夫 (JMRC中国ジムカーナ部会長)

#### 1-10 競技会主要役員

競技長 小清水 昭一郎 (ETOILE)

副競技長 竹下 俊博 (MAC)

副競技長 徳永 秀典 (SETOKAZE)

コース委員長 八塚 勝博 (ETOILE)

副コース委員長 天満 清 (TEC)

計時委員長 池田 善久 (SETOKAZE)

副計時委員長 三好 正哲 (SETOKAZE)

技術委員長 西森 啓祐 (DCR)

副技術委員長 岩上 哲浩 (MAC)

パドック委員長 松本 英夫 (ETOILE)

救急委員長 尾崎 誠治 (SMC)

医師団長 越智 貴紀

事務局長 高木 一之 (MAC)

#### 1-11 参加申込

参加者は下記書類に必要事項を明記し、期日までに参加料を添えて各地区の参加申込場所に提出すること。

① 参加申込書(自筆署名のこと)

② 車両改造申告書

③ 参加選手プロフィールシート

④ 参加申込明細書

⑤ 宿泊・食事 申込書(希望者のみ)

#### 1-12 参加申込場所

D地区(中部)

〒417-0061 静岡県富士市伝法 946-16 アジュール内

川村 徹 TEL:0545-71-9575 携帯:090-1565-6714

メールアドレス:powerup@es-azur.com

E地区(近畿)

〒583-0882 大阪府羽曳野市高鷲8-38 LAZY W. S内

西山 純一 TEL:072-944-8600 携帯:090-3262-4018

メールアドレス:j-n@kinkigym.com

F地区(中国)

〒731-0123 広島県広島市安佐南区中須1丁目2-5 自動車トーマス内

上程 恒夫 TEL:082-877-6773 携帯:090-2298-3156

メールアドレス:don1961donchan@ybb.ne.jp

G地区(四国)(大会事務局)

〒791-8022 愛媛県松山市美沢2-5-33 山本自動車工業(株)内

大西 周 TEL:089-924-0220 携帯:090-8691-0993

メールアドレス:syu@jmrc-shikoku.gr.jp

H地区(九州)

〒803-0846 福岡県北九州市小倉北区下到達津1-4-14 フロントアップスライン内

佐藤 裕 TEL:093-591-9377 携帯:090-2509-7606

メールアドレス:spline@u01.gate01.com

#### 1-13 参加受付期間

受付開始 2009年10月10日(土)

受付締切 2009年10月24日(土)必着

#### 1-14 参加料

G地区(四国) 22,000円

G地区以外の地区 20,000円

公開練習費用 5,000円(任意参加)

※予備スペース及びサービスカーの登録はできません。

(詳細はInformation1を参照して下さい)

※宿泊、食事についてはインフォメーション参照願います。

#### 1-15 タイムスケジュール

11月14日(土)

ゲートオープン 6:30

公式受付A 13:30~15:00

公式車検A 13:30~16:00

車輛保管 17:00~ 持出車両を除く

※公開練習のタイムスケジュールはインフォメーション参照願います。

※公開練習参加者は公式受付A及び公式車検Aを受けること。

※公開練習不参加者も公式受付A及び公式車検Aを受けることができる。

※公式車検Aを受けた後の車両持出しは書面にて申告すること。

11月15日(日)決勝

ゲートオープン 6:00

車輛保管解除 6:00

参加確認受付 6:00~7:00

(公式受付Aを受けた者のみ)

公式受付B 6:00~7:00

公式車検B 6:00~7:30

慣熟歩行 6:45~7:30

開会式 7:40~7:50

ドライバースプリーフィング 7:50~8:00

第1ヒートスタート 8:15~

コースオープン 第1ヒート終了後40分間

第2ヒートスタート 第1ヒート終了後50分後

閉会式/表彰式 15:00~(予定)

### 第2条 競技クラス区分

(N部門)

2009年 JAF 国内競技車両規則第3編スピードN車両規定に合致した車両

N1クラス 1150 cc以下の車両

N2クラス 1150 ccを超える前輪駆動の車両

N3クラス 1150 ccを超える後輪駆動の車両

N4クラス 1150 ccを超える4輪駆動の車両

(B制限部門)

スピードB車両にスピードSA車両の改造制限を施し、タイヤサイズは当該

車両の JATMA に従った適合範囲内とする。

B1クラス 1600 cc以下の車両(駆動方式区分無し)

B2クラス 1600 ccを超える2輪駆動の車両

B3クラス 1600 ccを超える4輪駆動の車両

(R部門)

上記B制限部門車両の一般ラジアルタイヤ使用

R1クラス 一般ラジアルタイヤを装着した2輪駆動の車両

R2クラス 一般ラジアルタイヤを装着した4輪駆動の車両

※R1、R2クラス使用禁止タイヤ一覧

DL:93J・98J・01J・02G・03G

BS:520S・540S・55S・11S

YH:021・032・038・039・048・050

TY:FM9R・08R・881・888

但し、上記以外のタイヤでもSタイヤに準ずると判断された場合、使用を禁止する場合がある。

(CD部門)

2009年JAF国内競技車両規則第3編スピードSC・D車両

CDクラス 気筒容積を制限しないSC・D車両

(L部門)

上記B制限部門車両の女性運転者

Lクラス 気筒容積を制限しない女性運転者のB制限車両

### 第3条 参加資格と優先順位

D(中部)・E(近畿)・F(中国)・G(四国)・H(九州)の5地区に該当スポーツ資格を有する者。

- 1) 各地区ミドル、ジュニアシリーズ1位～3位
- 2) 各地区チャンピオンシリーズ4位～
- 3) Lクラス、各地区の女性ドライバー
- 4) その他においても各地区の承認を得て参加可能とする。

### 第4条 参加制限

- 1) 全クラスを通じて120台程度とする。ただしそれに満たない場合は各地区ジムカーナ部会の推薦により参加可能とする。
- 2) 同一車両でのWエントリーは2名まで認められる。

### 第5条 参加受理

- 1) 参加受理の可否は参加受理書の郵送にて通知する。
- 2) 参加申込書発送の証明は参加受理の証明にはならない。

### 第6条 公式通知

本規則に記載のない競技運営上の細則及び参加者への指示事項は公式通知によって示す。

### 第7条 ドライバー変更

ドライバー変更は認められない。

### 第8条 車両の変更

- 1) 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障・破損等、やむを得ない事情のある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得て可能とする。
- 2) 車両変更は同一部門同一クラスであること。
- 3) 車両変更申請は本競技会の参加確認受付終了までとする。

### 第9条 車両検査

- 1) 参加者は車両と同時に競技運転者の装備について指定の時間内に公式車両検査を受けなければならない。
- 2) 技術委員長は公式車両検査によって不適切と判断された車両に対して修正の指示を行う。
- 3) 修正不可能な場合又は修正指示に従わない場合及び公式車両検査を受けない車両は競技に参加できない。
- 4) 競技終了後、上位入賞者は再車検を行なう。

### 第10条 ドライバーズブリーフィング

- 1) 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席のもとにドライバーズブリーフィングを開催する。
- 2) ドライバーはドライバーズブリーフィング開始から終了まで、これに出席しなければならない。違反した場合はペナルティの対象となる。

### 第11条 競技運転者の装備

- 1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用が望ましい。そうでない場合は、長袖、長ズボン、運動靴、指先まで完全に覆う運転に適した手袋を着用しなければならない。
- 2) 競技ヘルメットは「JAFスピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合すること。この適合性はラベルで表示されるか、又は証明でなければならない。

### 第12条 一般安全規定

- 1) パドック内での移動は、最徐行で運転し、ウォームアップランやプレーキテストを禁止する。
- 2) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジッドジャッキ(通称ウマ)を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- 3) パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行

缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んではいない。

- 4) パドック内で給油する場合は、粉末消火器(国家検定合格済の薬剤質量3kg以上)を準備し、給油すること。

### 第13条 スタート及び走行

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行なう。
- 2) スタートは、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。
- 3) スタート合図は日章旗によって行なわれる。
- 4) 競技車両がゴールラインを通過した時点でチェッカー旗が振られ、当該ヒートは終了する。
- 5) 走行は原則として2ヒート行なう。
- 6) 危険防止のため、フィニッシュ後は十分な減速を行い徐行にてパドックへ移動すること。

### 第14条 競技上のペナルティ

- 1) スタート合図後速やかにスタートしない場合は当該ヒートの出走資格を失う。
- 2) 反則スタートは当該ヒートの走行タイムに5秒が加算される。
- 3) コース上のマーカー(パイロン)の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 4) コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- 5) 4輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は、当該ヒートを無効とする。
- 6) コントロールラインに設置してある計測器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。
- 7) ミスコースの場合、そのヒートの走行は無効となる。ただしミスコースに気づいて正しいコースに戻った場合はミスコースとしない。
- 8) 運転席の窓ガラス、及びサンルーフを開けて走行した場合、当該ヒートは無効となる。

### 第15条 リタイア

- 1) 競技の途中で競技を棄権する場合は明確に意思表示を行うこと。
- 2) 競技の途中で以降のヒートをスタートしない場合はその旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

### 第16条 信号表示

- ・日章旗 スタート合図
- ・黄旗 パイロン移動・転倒、脱輪
- ・黒旗 ミスコース
- ・赤旗 危険あり直ちに停止せよ
- ・緑旗 コースクリア
- ・チェッカー旗 ゴール合図

### 第17条 計時

- 1) 計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は自動計測器にて1/1000秒以上までを計測し、その計測結果を成績とする。
- 3) 万一メイン自動計測機器による計測不能が発生した場合、バックアップの自動計測機器にて1/1000秒まで計測し、そのタイムを成績とする。

### 第18条 順位決定

原則として2ヒート走行し、良好なタイムを結果として採用して最終の順位を決定する。同一タイムが複数の場合は以下の基準により順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好な者。
- 2) 排気量の小さい順。
- 3) 審査委員会の決定による。

### 第19条 罰則

- 1) 本競技会において次の行為を行なった場合、及び本規則又は公式通知に対する不遵守は国内競技規則に記載されている条項に従い競技会審査委員会が罰則の適用を決定し違反者に通知される。
  - ・競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
  - ・不正行為を行なった者。
  - ・コースアウト等で他人及び施設等に重大な損害を与えた場合。
  - ・車両保管中申告なく競技車両を持出したり修理を行なった場合。
  - ・会場内において暴力、暴言、威圧行為等を行なった場合。
- 2) 上記以外の違反及び本規則に定められていない罰則の選択については競技会審査委員会が決定する。

### 第20条 抗議の手続き

- 1) 自分が不当に処遇されていると判断する参加者は、これに対し抗議することができる。
- 2) 抗議は必ず文書によるものとし、JAF所定の抗議料20,300円を添え

て競技長を経由して競技会審査委員会に提出すること。

- 3) 審判員の判定、及び計時装置に対する抗議はできない。

#### 第21条 抗議の時間制限

- 1) 競技会技術委員長に対する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

#### 第22条 抗議の裁定

- 1) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合は抗議料は返還される。

#### 第23条 賞典

- 1) 全部門・全クラス  
1位～3位 JAF賞・副賞  
4位～6位 副賞
- 2) 地区対抗戦を実施する予定。
- 3) 表彰対象者が表彰式を欠席した場合には、表彰を放棄したものととしてオーガナイザーが用意した副賞は授与されない。

#### 第24条 遵守事項

- 1) 参加者及び競技運転者は参加車両及びその付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に拘わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 競技に参加する個人・団体はそれが如何なる理由によって起こったものであるにせよ、本競技会の下で開催される競技会・行事中に生じた事態について本連盟、ならびにその所属員及び競技役員に対して如何なる責任も追及しないこと。
- 3) 参加者は当該競技会に係わる全ての者に全ての法規及び規則を遵守させる責任を有する。
- 4) 参加者及び競技運転者は競技期間中会場において薬物等によって精神状態を繕ったり飲酒してはならない。

#### 第25条 規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本特別規則は本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本特別規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、及びFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本特別規則発行後、JAFIにおいて決定され公示された事項は全ての規則に優先する。

以上  
大会組織委員会

## 諸施設見取り図

